

委託契約における特命随意契約の結果について
(地方自治法施行令第167条の2第1項第3号及び第4号の規定による契約を除く)

	案件名称	契約日	契約の相手方	契約金額（円）	随意契約理由 (根拠法令)	担当部署 (問合せ先)
1	神戸の花によるKOBE FLOWER HEART 設営管理業務	R2. 10. 26	神戸市花き協会	2,000,000	神戸市花き協会は神戸市内の全ての花卉生産者が加入する組織であり、神戸産の花を年間通して臨機応変に供給できる団体であるため。神戸市内における花の生産者は出荷先市場がそれぞれ異なるため、一般業者で神戸産の花全てを入手するのは困難である。一方、神戸市花き協会では、神戸産の花について一般的な流通価格より低価格で確実に手配ができる。また、展示の設営管理計画を立て、それに基づき神戸市内で花の計画生産を行うとともにその生育状況を勘案し、スムーズに事業遂行ができるのは神戸市花き協会だけである。 (地方自治法施行令第167条の2第1項第6号に該当)	経済観光局農水産課 (Tel : 984-0379)
2	神戸市中小企業奨学金返済支援制度実施業務	R2. 10. 26	一般財団法人兵庫県雇用開発協会	7,624,000	本事業は、県市協調による現行の「兵庫県奨学金返済支援制度」を強化するものであり、交付要件は同一である。また、受付・審査・交付業務も現行の支援制度と同様であり、本事業は現行の支援制度と一体的に実施することが効率的である。このため、現行の支援制度の事務事業を実施している兵庫県雇用開発協会に委託することが必要である。 (地方自治法施行令第167条の2第1項第2号に該当)	経済観光局経済政策課 (Tel : 984-0333)
3	野生動物管理の人材育成 Webプログラムの開発及び実施業務に係る委託契約	R2. 11. 12	公立大学法人兵庫県立大学	1,877,590	本業務は、有害鳥獣対策に資する人材を育成するという面で、野生動物に関する独自の技術や技法等を正確な知識に基づき、わかりやすく指導することが求められる。委託先の兵庫県立大学は兵庫県森林動物研究センターと連携し、野生動物の保全と管理の調査研究や普及啓発、野生動物管理の担い手育成を行っており、人材育成プログラムを開発し現場教育を実施できる高度な知識と体制、業界内における豊富なネットワークを有している。また、本事業の撮影予定地の1つである「国営明石海峡公園神戸地区」において、シカ及びイノシシ等の学術捕獲を実施しており、予定地の環境を熟知しているため、適切な研修場所を選定し円滑に現場教育を行うことができる。以上により、プログラム受講予定の約60名を指導できるのは本委託先以外にはない。 (地方自治法施行令第167条の2第1項第2号に該当)	経済観光局農政計画課 (Tel : 984-0371)
4	神戸市ため池保全推進計画の作成に向けた調査検討業務	R2. 11. 17	兵庫県土地改良事業団体連合会	3,971,000	本業務の遂行には、ため池防災に関する高い技術力はもちろんのこと、水路・農地等の農業生産基盤施設に関する豊富な知識を要するとともに、ため池の継続的な定期点検・パトロール等を通じて地元農家等から得られ、蓄積された膨大な情報を活用することが必要であり、委託予定先はこれらを有する唯一の事業者であるため。 (地方自治法施行令第167条の2第1項第2号に該当)	経済観光局農政計画課 (Tel : 984-0372)
5	六甲摩耶ポータルサイト 多言語化業務	R3. 2. 15	株式会社Kaya Group	4,389,000	委託予定先は当該ポータルサイトの構築・運用業務の受託事業者であり、サイトの作成業者として、当該年度においても保守・管理・コンテンツ追加等を適切に遂行している。 本業務は当該ポータルサイトの多言語化を目的としており、支障なく業務を進めるためにはサイトの詳細な構造等を理解している同社へ委託することが最適であると考える。 (地方自治法施行令第167条の2第1項第2号に該当)	経済観光局観光企画課 (Tel : 984-0361)